

中間申告分の納付は期限内に！

～消費税及び地方消費税には中間申告制度があります～

◎ 中間申告が必要な方は、期限内納付のためのご準備を！

消費税及び地方消費税は、直前の課税期間の確定消費税額（年税額）に応じて、以下の表のとおり中間申告が必要となります。

中間申告が必要な方は、中間申告の納付税額の期限内納付のため、納税資金の積立てなどのご準備をお願いいたします。

直前の課税期間の確定消費税額 (地方消費税を除く。)	中間申告の要否	中間申告の回数	中間申告の納付税額 (概算)
4,800万円超	必要	年11回 (毎月)	直前の課税期間の確定消費税額 × 1/12
400万円超		年3回 (3月に1度)	直前の課税期間の確定消費税額 × 1/4
48万円超		年1回 (6月に1度)	直前の課税期間の確定消費税額 × 1/2
48万円以下	不要 (任意の中間申告制度(※)を利用できます。)		

※ 中間申告が不要な方でも、任意の中間申告書を提出する旨の届出書（裏面参照）を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

その他、中間申告の制度や中間申告の要否などについて詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページを参照いただくか、所轄の税務署にお問合せください。

◎ 仮決算による中間申告を行うことができます！

- 事業の休廃業などにより、前課税期間から売上が大きく減少している場合などは、仮決算による中間申告を行うことで、中間申告の納付税額が減少する場合があります。
- 仮決算による中間申告書は、提出期限(※)を過ぎて提出することはできませんので、仮決算による中間申告をされる場合は、お早めの申告をお願いいたします。
※ 中間申告書の提出期限は、原則として中間申告の対象となる期間の末日の翌日から2月以内となります。

◎ 中間申告額の納付についてのご注意

- 納付が遅れた場合には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を本税と併せて納付する必要があります。
- 納期限を経過しても納付されない場合には督促状が送付されます。督促状の送付を受けてもなお納付されないときは財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。
- 納期限までに納付できない事情がある場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

(受取印)

令和 年 月 日		届 出 者 税務署長殿	(フリガナ) 納 税 地	(〒 —) (電話番号 — — —)							
			(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所 の所在	(〒 —) (電話番号 — — —)							
			(フリガナ) 名称(屋号)								
			法 人 番 号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。 							
			(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代表者氏名								
			(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(電話番号 — — —)							

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。

①	適用開始中間 申告対象期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 令和 年 月 日											
②	①の中間申告対象期間 を含む課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 令和 年 月 日											
③	②の直前の 課税期間	自 平成 年 月 日 令和 年 月 日	至 平成 年 月 日 令和 年 月 日	④	③の課税期間 における 確定消費税額	円							
⑤	月 数 按 分 (④ × 6 ÷ ③の月数)	円											
参考事項					税理士 署名 押印								

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門 番号		番号 確認		通信日付印		確認印	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日				

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。

2. 記載方法について詳しくお知りになりたい場合には、国税庁ホームページをご確認ください。

(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/2603_02.htm)